

人間環境大学大学院の目的に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、人間環境大学大学院学則第 1 条第 2 項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的について定める。

(人間環境学研究科人間環境学専攻)

第 2 条 人間環境学研究科は、人間環境を自然・社会・文化等の重層的な諸環境の総体としてとらえ、今日、その人間環境が未曾有の危機に直面していることに鑑み、人間環境に関する幅広い見識と専門的な技能を身につけ、現実の諸現象をその内的連関において総合的に研究し、持続可能な人類社会の創出に向けた創造的な提案と行動ができる人材を養成する。

(看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

第 3 条 看護学研究科博士前期課程は、看護現場や教育現場の問題解決・改善・改革をめざして、現場志向型研究の目的設定・研究計画・研究の推進方法を学び、新しい知見を探る応用的研究能力を身につけるとともに、そこで得られた知見をもとに、国民の健康ニーズに対して、効果的・効率的に看護活動を進めることができるリーダー・管理者・教育者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(看護学研究科看護学専攻博士後期課程)

第 4 条 看護学研究科博士後期課程は、国民の健康ニーズの増大・複雑・多様化に対し、革新的なケアプログラムの開発やケアシステムの開発などを行う。さらに、国内外の先駆的な研究のシステムティックレビューや学際的な共同研究、および異文化看護等のグローバルな研究によって専門的で高度な実践と研究の循環的相互発展を促進させる研究者や看護教育者を育成する。また、自立した研究者として看護学を実践科学として発展させ、卓越した看護教育者として機能できる人材育成を行い、社会に貢献することを目的とする。

(規定の改廃)

第 5 条 この規程の改廃については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 26 年 7 月 9 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。